

令和5年12月1日

## 人事院事務総局職員福祉局長

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について」  
の一部改正について（通知）

「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について（平成30年12月7日職職一252）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年1月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」第17の第2項に規定する計画表（以下「計画表」という。）は、年次休暇については年間、夏季休暇については7月から9月までの <u>期間</u> （人	1 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」第17の第2項に規定する計画表（以下「計画表」という。）は、年次休暇については年間、夏季休暇については7月から9月までの <u>期間</u> につ

<p><u>事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 第22条第1項第15号の規定に基づき、当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に夏季休暇の全部又一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、6月から10月までの期間) について作成すること。</u></p> <p>2～10 (略)</p>	<p>いて作成すること。</p> <p>2～10 (略)</p>
---	----------------------------------

以 上